



受配者指定寄付金制度の事務手続きについて

金銭による寄付に係る必要な書類と事務手続きについては、以下のとおりとなります。金銭以外の寄付(現物寄付)については、手続きが異なりますのでご相談ください。

1. 受配者指定寄付金制度の基本的な事務手続きの流れ



寄付金様式について

提出書類は記入例を参考に学校法人で作成(寄付申込書のみ寄付者が作成)してください。用紙サイズはA4とします。各様式は、事業団のホームページ(私学振興事業本部)から、ダウンロードができます。

■ ホームページアドレス https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_yousiki.htm